市役所代表 **23** 5111

FAX 22 5100

日曜日および祝日は閉庁

※費用の記載がない ものは無料です。

16

日(月)

です。

例年期

限間 告期

近 限

になる

ところ

税務課

(本館1階5、6番窓口

必要な物

▼本人確認書類

(免許証

など)▼代表者印を押印した申

民税

県民税の申

は、

3

受付時間

午前8時30分~午後

30

市

県民税の申告はお早め

に

手数料

300

円※縦覧期間

中は

いずれ

☆お知らせの表記 間…問い合わせ先 ■…申し込み先

告を済ませるようお願いします。

と会場が混雑しますので、

早めに申

第4次十和田市行政改革大綱 コメント)を実施しています 対する意見募集 (パブリック

んのご意見をお聞かせください でを推進期間とする第4次十和田 するため、 行政改革大綱の策定を進めています。 行政改革大綱(案)に対する皆な 市 では 令 効 率的 和2年度から6年度ま な行 政経営を実 現

第4次十和田市行政改革大綱(案) の閲覧場所・意見書様式の入手方法 総務課 ジからもダウンロー え付けてあるほか、 (本館3階2番窓口) 市ホームペー ドできます。

縦覧期間

4月1日水~6月1日

(月)

土・日

祝日を除く)

提出方法 募集期限 のいずれ メール (somu@city.towada.lg.jp かにより提出ください 持参、 3月9日(月) 郵送、 FAXまたは

申問総務課☎⑤67 A X 22 5 1 0

> 付 固 定資産の け こします 縦 閲 覧を 受け

間税務課☎⑤6766、

をしていない場合は、

整理・

受け付けとなります。

収支内訳書など)を、

必ず整理

申告相談をする場合は、

必要書

計して持参ください。

容を確認することができます。 評価額の比較や固定資産税の課税 課税台帳の閲覧により、 |土地・家屋価格等縦覧帳簿の 固定資産 土 地 家屋価格等縦覧帳簿 (土地·家屋·償却資産 固定資産 0

縦覧できる人 ※土地のみ課税されている人は土地 のみ縦覧可能です。 家屋のみ課税されている人は 同 曜日、 一世帯家族、 固定資産税の納税 納税管理

固定資産課税台帳の閲覧

閲覧できる人 覧期間 末年始を除く)※令和2年度分は4月1日 通年 所有者本人、 (土・日曜日) 納税管理 祝日、 年

整理・集計 集計後 **間**税務課☎⑤6768、 ※詳しくはお問い合わせください は委任を受けた代理人が申請する場合 書または委任状 月1日 から水道 (法人の代表者また \$\begin{aligned}
51 \\ 6 \\ 7 \\ 6 \\ 9 \end{aligned}

用に関する届け出などの夜間 休日の受付方法が変わります ・下水道 の 使

みとなります。 店舗の営業時間内) は、コンビニまたはM 使用料の夜間 上下 4 月 1 日 -水道部(0) ・休日にかかる支払 から水道料金・下水道 宿日直室の廃 での取り MK設置店 近に 扱

し込みにかかる夜間・休日の受け 義変更などの届け出 平日 液間・休日に受け付けをした場合、 理や対応は後日となります。 水など緊急の場合は対応します また、水道の使用 Iなどは 電話、 (午前8時30分~午後5時15分) 、管理課 (別館1階) FAXのみとなります。 や口 開 始・ 1座振替 休 止 の届 0 処 申

> 就 け

> > 援

加制度 し

> 込み を

付け 学

てい

ま の 申

対象

小

中学校に就学している児

費用負担

が

木

[難な保護者を援助

しま 0

済

的

な理由により学用品など

置されている店舗のことです MMK設置店とは公共料金収納端末が A X 25 3 2 1 0

受けている人とそれに準じて生

童・生徒の保護者で、

生活保護を

■令和2年版 十和田市農地賃借料情報

間農業委員会**☎**⑤ 6740

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に賃貸借された農地の集計です。 任代供却ぬの日本ししっずが田ノギタン

賃賃借契約の日安としてこ利用ください。					(賃借料は円/10 アール当たり)			
地域名	田				畑			
	平均額	最高額	最低額	筆数	平均額	最高額	最低額	筆数
大字深持、洞内、大沢田、馬洗場、 立崎、八斗沢、豊ケ岡	11,800	20,000	4,800	106	8,200	10,000	4,800	4
住居表示区域、大字三本木、赤沼、 切田の一部(向切田)、相坂	10,900	20,000	4,500	280	7,800	13,000	4,500	14
大字切田(向切田を除く)、藤島、 伝法寺、大不動、米田、滝沢	9,800	17,400	5,000	204	10,000	10,000	10,000	20
大字沢田、法量、奥瀬	8,700	10,000	3,000	68	8,000	_	l	2
市全体	10,500	20,000	3,000	658	9,000	13,000	4,500	40

※賃借料は、著しく低額や高額なものを除外しています。